

7・2 ILO 海上労働条約

2016 年 2 月開催の第 2 回国際労働機関 (ILO) 特別三者委員会 (Special Tripartite Committee、以下 STC) において船員側が提案した「船員が海賊等に拉致された場合の雇用と賃金の継続支払い」に関して、会期中に議論が纏まらなかったことから、事務局提案に基づき次回 STC に向けた継続議論の場としてワーキンググループ (以下、WG) の設置が決定され、2017 年 4 月に招集された。

WG では、「船員が海賊等に拉致されている期間の賃金の継続払いに関する船舶所有者責任の明記」の他、これを確保するための「金銭上の保証」や、これに関する「旗国の法律制定義務」の追加などを含めた船員側の条約規範改正案に加え、この改正案に対する船主側対抗案となる、「条約の規範部分とは区別し、斯様な事案に対応するための『ILO ガイドライン』を作成すべきである」との提案が取り纏められた。両案に関しては条約で定められた改正手順に沿い、2018 年 4 月に開催される第 3 回 STC の場で協議の上、投票に付される。

また国内法整備上の事情からわが国が受諾延期措置を採っていた「遺棄船員に対する未払い賃金および送還に関する金銭的補償制度の確保」ならびに「職務上の負傷、疾病、危険を要因とする障害や死亡時の金銭的補償制度の確保」に関する 2014 年改正条約 (2017 年 1 月 18 日発効) について、「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」が 2017 年 4 月 21 日に公布され、同年 11 月 18 日の施行を受けてわが国でも改正条約が正式に発効した。